

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

令和 8 年度 保険料率改定のお知らせ

1. 健康保険料率変更の背景と考え方

政府の少子化対策の抜本強化により、令和 8 年度より新たに「子ども・子育て支援金制度」が導入されます。

この制度は、子育て世代を社会全体で支えるため、すべての医療保険加入者が支援金を負担する仕組みです。（※健保組合は子ども子育て支援金の代行徴収的な位置づけです。）

当組合では、被保険者および事業主の総負担が増えないよう、現行の健康保険料率（9.00％）から支援金相当分を差し引く形で改定を行うこととしました。

そのため「支援金導入そのものによって手取りが減る」といった影響が生じないようにしました。

2. 新料率の内容（令和 8 年 4 月分から適用）

区 分	現行 (令和 7 年度)	 新 (令和 8 年度)	備 考
一般健康保険料率	9.00%	8.75% (仮置き)	子ども・子育て支援金分を減
子ども・子育て支援金料率	—	0.25% (仮置き)	令和 8 年 1 月告示予定
合 計	9.00%	9.00%	負担変わらず

3. 介護保険料率の改定（令和 8 年 4 月分から適用）

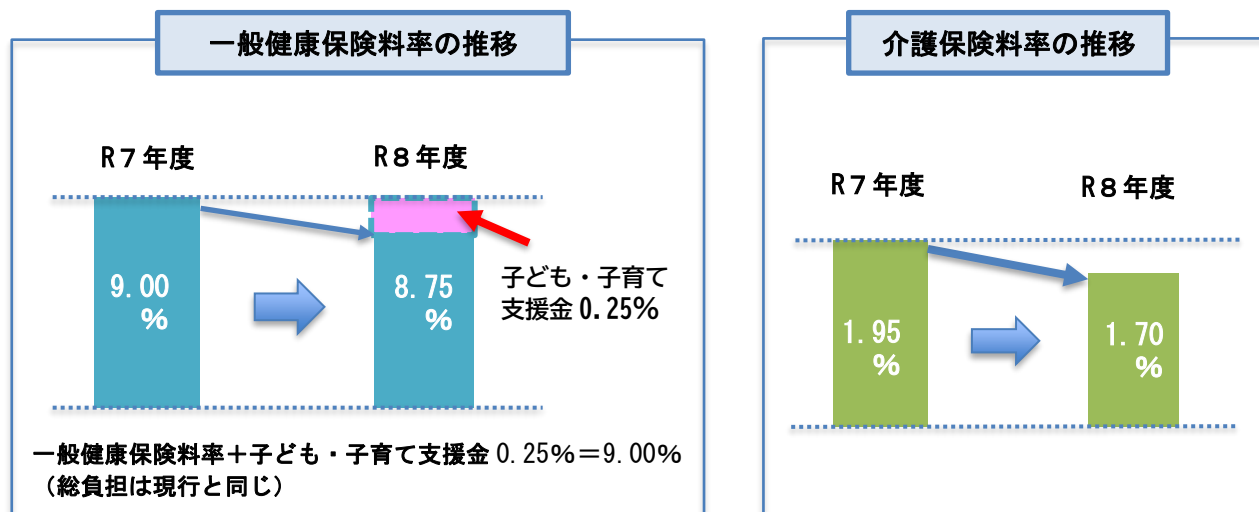
介護保険料率については、当組合の準備金保有水準を踏まえたうえで、安定的な財政運営を確保しつつ、被保険者および事業主の負担軽減を図る観点から引き下げることとしました。

区 分	現行 (令和 7 年度)	 新 (令和 8 年度)	備 考
介護保険料率	1.95%	1.70%	準備保有水準を踏まえ引き下げ

4. 考え方のポイント

- 健康保険料と子ども・子育て支援金を合わせた総負担は変わりません。被保険者の方の毎月の手取り額は変わらない“イメージ”です。
- 介護保険料率の引き下げにより、事業所および被保険者の負担軽減を図ります。
- 組合としては今後も、安定した財政運営と給付の適正化に努め、毎年度の財政状況を踏まえ保険料率の妥当性を検証してまいります。

5. 保険料率構成イメージ



6. 今後について

- 子ども・子育て支援金の正式な料率は、国で確定し、告示されます。確定次第、改めてご案内いたします。
- 新しい保険料率は、事業所および事業所にて加入している被保険者の方については令和8年4月分（5月納付分）より、任意継続被保険者の方については令和8年4月分（4月納付分）より適用されます。
- 令和9年度につきましては8年と同様に健康保険料と子ども・子育て支援金を合わせた総負担は変更いたしません。子ども・子育て支援金料率が別途示される予定の為、詳細が確定次第改めてお知らせいたします。

